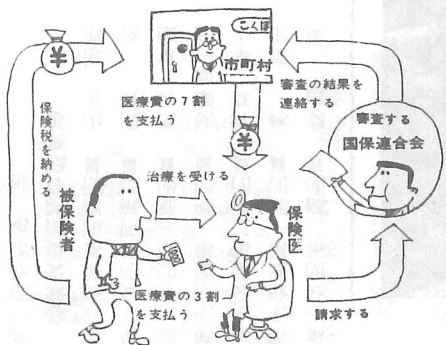


# 国民健康保険のしくみ



従来、皆さんの手元に住民税（町民税）の手書の納税通知書が送付されていましたが、こ

としから当町の税務事務も電算化され、今までの手書の納税通知書が、タイプ文字の納税通知書に変更する予定であります。毎年四月になると、新年度の納税通知書が、皆さんのところに届くわけですが、その中で比較的、皆さん方が、負担に感じられております国民健康保険税について説明いたします。

## 税務課だより

### 国民健康保険税について

国民健康保険税とは、町が一年間で、必要とする療養費の一部を保険者がお互いに税負担という形で、負担する目的税であります。

◆課税のしくみ

国民健康保険税は、他の一般税と違い、その人の能力に応じて負担する応能割と被保険者が平等に負担する応益割を噛み合わせて課税されています。

応能割には、所得割と資産割応益割には、均等割と平等割があります。このことは、町民税については一定の所得以下であれば、税は負担しないのでありますが、国民健康保険税に

ついては、たとえ所得も資産もない被保険者でも、最低均等割と平等割だけは負担しなければなりません。

#### ◆税額算出の基礎

一、所得割額

それぞれの被保険者ごとに、総所得金額から基礎控除額（四十八年度は十六万円）を控除した額へ一定の税率（四十八年度は三・五パーセント）を乗じた額です。

#### 二、資産割額

町の区域に所在する固定資産にかかる固定資産税額

一定の税率（四十八年度は三十一パーセント）を乗じた額です。

#### 三、均等割額

被保険者一人について、いくらかと定める額（四十八年度は一九〇〇円）です。

#### 四、平等割額

一世帯当り、いくらかと定める額（四十八年度は三五〇〇円）です。

以上一、二、三、四を合計したものが年税額です。

詳しく知りたい方は、賦課係へ問い合わせ下さい。

有線 二〇五〇一

## 町の広報機関として

### 効果的な紙面づくり

編集委員長

助役 馬場幸太郎



一九七四年の新春を迎えおめでとうございます。

広報ひかりも発刊以来十七年目を迎え、関係各位のご努力と皆様のご協力により、町の広報機関としての一翼を担い、その責任を果してまいりました。

本年も新しい年を迎え、さらに充実した広報にしてゆきたいと思っております。

町は長期総合計画を基に三カ年実施計画に従って、行政を行なっておりますが、最近の道路問題、地盤沈下、公害問題、医師誘致、工場誘致などの住民運動が盛り上がり、町もこれらの要望に答えるよう積極的に取り組み、努力を傾注しております。医師の誘致は、すでに白磯地区に実現され、大布川かん水防止事業についても国、県

に陳情を重ねるなど、大幅な事業費の援助の約束をとりつけ大きな成果をおさめつつあります。その他の問題については、まだ実現の見通しの困難なもの。実現の可能性の薄いものもありますが、このような問題は、町がどのように取り組み、どのような障害につきあたり、解決が遅れているかなどの具体的な動きもお知らせし、町民の理解と努力を得るようにし、情報不足のために町民が、誤解を生むことのないようにし、明るい町政を推進するようにしたいと思っております。

また、町のことはばかりでなく現在、石油不足による日本経済の激動の実態などについても、できる限り、国の施策を正確に伝えるようにつとめ、町民が心理的なパニックをおこさないようにしたいと思っております。

紙面に制約があり、なかなか思うこと全部をお知らせすることは、困難ではありますが、できるだけ効果的に編集致しまして、その価値を高めてゆきたいと思っております。

今後ともよろしくご指導、ご協力下さるようお願い致します。